

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、その
翌日)

目次

- ◆告 示 入会林野整備計画の認可
- 土地の用途廃止
- ” ”
- ” ”

告 示

鳥取県告示第四百五十四号

東伯郡三朝町大字東小鹿東小鹿入会林野整備組合代表者東伯郡三朝町大字東小鹿七二三番地村岡薫から申請のあつた東小鹿入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十七年六月二十六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百五十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年六月三十日から用途廃止した。

昭和四十七年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	(面 平方メートル)	用 途
鳥取市玉津字横畑二六ノ一番地先から同市玉津字横畑三一ノ一番地先まで	四〇・四二	道路敷
鳥取市玉津字横畑三一ノ一番地先から同市玉津字横畑三三番地先まで	五五・一五	道路敷
鳥取市玉津字代田二四ノ一番地先	五・二八	道路敷
鳥取市玉津字横畑三三番地先から同市玉津字横畑三五ノ一番地先まで	二五・六五	道路敷
鳥取市玉津字横畑三五ノ一番地先	五九・二三	道路敷
鳥取市玉津字横畑四七番地先から同市玉津字横畑四八ノ一番地先まで	五七・一九	道路敷
鳥取市玉津字横畑五〇ノ二番地先	三〇・九七	道路敷
鳥取市玉津字代田二〇ノ二番地先	三・九九	道路敷

鳥取県告示第四百五十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年六月三十日から用途廃止した。

昭和四十七年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市行徳ろ六三五番地先

場

所

(平方メートル積)

用途

六・五一

道路敷

鳥取県告示第四百五十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年六月三十日から用途廃止した。

昭和四十七年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル積)	用途
鳥取市古海字東開発ノ二	七五三番地先	五・四五	水路敷
鳥取市古海字東開発ノ二	七四八ノ四番地先から	一六・三七	道路敷
同市古海字東開発ノ二	七五〇ノ二番地先まで		

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】